# 秋田市公報

# 第1178号

令和5年01月10日

秋田市山王一丁目1番1号発行所 秋田市総務部文書法制課電話 018-888-5427

### 目次

# 条例

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例	文書法制課	(第32号)	4
秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	文書法制課	(第33号)	9
秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例	文書法制課	(第34号)	11
秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	人事課	(第35号)	13
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部 を改正する条例	人事課	(第36号)	27
秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課	(第37号)	30
秋田市職員の降給の事由に関する条例	人事課	(第38号)	39
秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課	(第39号)	41
秋田市職員定数条例の一部を改正する条例	人事課	(第40号)	47
秋田市児童館条例の一部を改正する条例	子ども育成課	(第41号)	48
秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の 一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	(第42号)	49
秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例	人事課	(第43号)	50
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課	(第44号)	63
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に 関する条例の一部を改正する条例	人事課	(第45号)	64
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	人事課	(第46号)	66
秋田市議会の個人情報の保護に関する条例	議会事務局総務課	(第47号)	68

# 規則

秋田市特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則	文書法制課	(第32号)	95
秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則	文書法制課	(第33号)	96
秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	文書法制課	(第34号)	101
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課	(第35号)	102
秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規 則	人事課	(第36号)	103
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正 する規則	人事課	(第37号)	105

# 訓令

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令	文書法制課	(第4号)	106
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課	(第5号)	107

# 上下水道局訓令

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

上下水道局総務課 (第2号)

116

### 告示

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課	(第291号)	117
令和4年度第4期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課	(第292号)	118
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課	(第293号)	119
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転 車等の撤去および保管について	交通政策課	(第294号)	120
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課	(第295号)	122
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課	(第296号)	123
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室	(第297号)	124
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第298号)	125
国民健康保険税納税通知書 (課税年度令和4年 賦課年度令和4年) の公示送 達について	国保年金課	(第299号)	126
令和4年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課	(第300号)	127

令和4年度固定資産税(賦課) 更正決定通知書および令和4年度固定資産税 (土地・家屋) 更正決定通知書の公示送達について	資産税課	(第301号)	128
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課	(第302号)	129
秋田市老人いこいの家の指定管理者の指定について	長寿福祉課	(第303号)	130
令和4年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領につい て	総務課	(第304号)	131
令和3・4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変 更通知書の公示送達について	市民税課	(第305号)	184
指定納付受託者の指定について -	子ども未来センター	(第306号)	185
教委告示			
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課	(第16号)	186
選管告示			
選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局	(第22号)	187
秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の 一部を改正する規程	選举管理委員会事務局	(第23号)	188
農委告示			
農業委員会総会の招集について 	農業委員会事務局	(第12号)	190
公告			
経営管理権集積計画の取消しについて	農地森	林整備課	191
市有地の売払いについて	財産管	理活用課	192
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農	村振興課	195
	都	市計画課	196
農用地利用集積計画の策定について	農業農	村振興課	197
予防接種法による定期予防接種について	健	康管理課	198
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農	村振興課	199

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例 (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(登録簿)

- 第3条 実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長ならびに市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじ

- め、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。 登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
  - (1) 実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。) 又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)
  - (2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務
  - (3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務
  - (4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係 る個人情報取扱事務
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

- 第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (費用の負担)
- 第7条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この条において同じ。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

- 第8条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。 (審査会への諮問)
- 第9条 実施機関(市が設立した地方独立行政法人を除く。第2号において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秋田市条例第8号)第2条第1項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。
  - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
  - (秋田市個人情報保護条例の廃止)
- 2 秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)は、廃止する。(秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第10条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関 (以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行 前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行前において旧条例第10条第1項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務又は同項に規定する指定管理者が行った公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項、第2項もしくは第3項、 第23条第1項もしくは第2項又は第30条第1項もしくは第2項の規定に よる請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、 訂正および利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前にした行為および附則第4項の規定によりなお従前 の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例による。

(秋田市災害対策基本条例の一部改正)

8 秋田市災害対策基本条例(平成24年秋田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(秋田市暴力団排除条例の一部改正)

9 秋田市暴力団排除条例 (平成24年秋田市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という」を「実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会ならびに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。以下同じ」に、「同条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(秋田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

10 秋田市行政不服審査法施行条例(平成28年秋田市条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秋田市条例第8 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例 第32号)第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第3条中「8人」を「6人」に改める。

第5条第1項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改める。

第9条第1項中「又は第7条」を「もしくは第7条」に、「又は資料の提出」を「もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出」に、「、当該意見書又は資料」を「、これらの意見書、資料又は主張書面」に、「又は資料を」を

「、資料又は主張書面を」に改め、同項ただし書中「その他」を「、その他」に改める。

第10条中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第11条中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(他の制度との調整)

第12条 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第5条第4項、第6条、第7条、第8条(同項および第6条第1項本文の規定に係る部分に限る。)ならびに第9条第2項、第3項(同条第2項の規定に係る部分に限る。)および第4項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年秋田市条例第32号) 附則第2項の規定による廃止前の秋田市 個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号。以下「旧条例」とい う。)第11条第1項、第2項もしくは第3項、第23条第1項もしくは第 2項又は第30条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合に おける旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止に係 る審査請求の調査審議については、なお従前の例による。 秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例

秋田市公文書管理条例(平成24年秋田市条例第58号)の一部を次のよう に改正する。

第14条第3項中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改め、「同じ。)」の次に「又は死者に関する情報(死者に係る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)(以下「個人情報等」という。)」を加え、「個人情報の」を「個人情報等の」に改める。

第16条第2項中「死者を本人とする個人情報」を「死者に関する情報 (当該死者を本人とするものに限る。)」に改め、同項第3号および第5 号中「死者に関する」を「死者の」に改める。

第21条第2項の表第5条第1項の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改め、同表第9条第1項の項を次のように改める。

第 9 条第 1 項 審查会 公文書管理委員会

第5条第3項もしくは 公文書管理条例第21条第	2項
第4項もしくは第7条 の規定により読み替えら	れた
第5条第3項もしくは第	4 項
又は第7条	
もしくは資料の提出又 又は資料	
は個人情報保護法第	
106条第2項の規定に	
より読み替えて適用す	
る行政不服審査法(平	
成26年法律第68号)第	
81条第3項において準	
用する同法第74条もし	
くは同項において準用	
する同法第76条の規定	
による主張書面もしく	
は資料	
これらの意見書、資料 当該意見書又は資料	
又は主張書面	
当該意見書、資料又は当該意見書又は資料	
主張書面	

第21条第2項の表第10条の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同表第11条の項中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

### 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 秋田市職員の定年等に関する条例(昭和59年秋田市条例第13号)の一部 を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第12条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、

「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条および次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとかれた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職 (医師が占める職を除く。)とする。
  - (1) 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)第13条の2第1項又は秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)第10条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職
  - (2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職 (管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等 (以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっ ては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定 めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
  - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況および職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
  - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
  - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、

降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
  - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充すること ができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず 公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる 特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運 営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えること

ができない。

- 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場 合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が 相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充 することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職と して規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属 する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する 管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力 および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該 管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数 が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の 職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充すること ができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が 占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超え ない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めて いる職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当 該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、も しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項もしくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合および同

条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらか じめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附則第2項を次のように改める。 (定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本 文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただ し書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

附則第2項の次に次の1項を加える。

(情報の提供および勤務の意思の確認)

任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律 により任期を定めて任用される職員、非常勤職員および第3条ただし書 に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達す る日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供および勤 務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供および勤務の 意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供およ び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等 により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過 することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」とい う。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する 年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日 が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年 度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後 に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を 提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確 認するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の秋田市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例 勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の秋田市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日

の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該 規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、 又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における 最初の3月31日(次項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度 の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようと する常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定 年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職および施行 日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が 施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準 じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規 則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定 め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第 5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定

年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した 後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和 3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」と いう。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職 した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員(附則第5項、附則第6項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ 当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、 附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に ある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第

13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4 第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年 齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとす る短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める 職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の 職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項 において同じ。)に達している者(新条例第13条の規定により当該短時 間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績そ の他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で 任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から附則第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢)

- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職 とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例

第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

- 15 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合に おける令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用す る新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職 とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 16 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合に おける令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用す る新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定 する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該 職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職 と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同 項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

- 17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から附則第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職 (短時間勤務の職を含む。)
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日に おける当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項 に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、 同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11 年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同 じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定 年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間 勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規 定する定年である短時間勤務の職に限る。)およびこれに相当する基準 日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の 職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務 職」という。)に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60 年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項 の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基 準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短 時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定め る短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第13条の規 定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間 勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この項において「定 年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同 日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条 例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で 定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤 務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(秋田市職員の再任用に関する条例の廃止)

22 秋田市職員の再任用に関する条例 (平成13年秋田市条例第1号) は、

廃止する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条 例等の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
  - (5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項 に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 第2条 秋田市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年秋田市条例第6号) の一部を次のように改正する。
  - 第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
  - (3) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項 に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項

に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書および第2項ただし書、第4条第2項、第12条 第1項第1号ならびに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再 任用短時間勤務職員」に改める。

(秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項 に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秋 田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第8項に規定する暫定再任用職員のうち、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第2条の規定による改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例(以下この項において「新育児休業条例」という。)第23条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の前の見出し中「昇給」を「昇給等」に改め、同条第6項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額の」を「基準給料月額の」に改め、「応じた」の次に「額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」を加える。

第4条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時 間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項第2号および第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定 年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第15条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第26条第1項中「および附則第17項第4号」を削り、同条第3項中 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項 中「。附則第17項第4号において同じ。」を削る。

第27条第1項中「および附則第17項第5号」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「および附則第17項第5号」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第8条」を「第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第17項から附則第20項までを削り、附則第22項を附則第25項とし、 附則第21項を附則第24項とし、附則第16項の次に次の7項を加える。

- 17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項および第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第4条第2項および第5項ならびに規則の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。
- 18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員
  - (2) 秋田市職員の定年等に関する条例 (昭和59年秋田市条例第13号)

第3条ただし書に規定する職員

- (3) 秋田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定 により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日にお いて前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (4) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項 の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除 く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料 月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出 した額を給料として支給する。

- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則 第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当 該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、 当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところに より、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤 務職員および」に、

-	再任 用職 員		188,	976	216, 66	3 256	, 935	276,	467	291,	669	317,	242	359,	226	392,	551	を
	任期 付職	1	149,	610														<b>₹</b>
	員	2	181,	928														Li
Г																		
	定年		基	準	基	基基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	
	前再 任用		給料	月額	給料月額	<b>魚</b> 給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	·月額	
	短時			円	Р	]	円		円		円		円		円		円	
	間勤 務職 員		188,	976	216, 66	3 256	, 935	276,	467	291,	669	317,	242	359,	226	392,	551	に
	任期		給月	料 額		∤ 給 頁月	料額	給日	料額	給日	料額		料 額	給日	料 額		料 額	
	付職員	1	149,	円 610 928		7.7	112	71	115	/1	11.5	/1	11.2	/1	11.5	71	11.5	

改める。

別表第2のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤 務職員および」に、

Γ	再任用 職員	296, 200	338, 600	393, 000
	任期付 職員	272, 600		
				· .

を

に

に

定年前 再任用	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額
短時間 勤務職 員	円 296, 200	円 338, 600	円 393, 000
任期付職員	給 月 額 円 272,600	給 料 月 額	給 料 月 額

改め、別表第2のイの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時 間勤務職員および」に、

再任用   189, 983   216, 764   245, 155   258, 646   284, 018   324, 995	
	J.
任期付 職員 188, 170	を

定年前	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準
再任用	給料」	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
短時間 勤務職		円		円		円		円		円		円
員	189,	983	216,	764	245	5, 155	258,	646	284,	018	324	, 995
任期付	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料 額
職員	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
枞只				円								
			188,	170								

改める。

(秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年秋田市 条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に、「10分の1以下を」を「額の10分の1以下に相当する額を、給与から」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料(同条例第15条

第1項の給料を除く。)の額の10分の1に相当する額を超えるときは、 当該額を給与から減ずるものとする。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第 17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 に改め、同条中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第 22条の4第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。) 附則第17項から附則第23項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第3条第5項又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号) 附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員(秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」と いう。)をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時 間勤務の職を占める同条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(附則 第5項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下 この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員 が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の給与条例第4条第6項に規定 する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第5項および第6項において同じ。)であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10 条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する 前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、秋 田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4 号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後 の給与条例第26条第3項および第27条の3第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第8項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任

用職員」とする。

8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8 条から第10条の3まで、第25条および第25条の2の規定は、暫定再任用 職員には、適用しない。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し 必要な事項は、規則で定める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、第4条の2、第11条 および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

11 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の表第4条第2項の項の次に次のように加える。

第4条第6項	秋田市職員の勤務時	勤務時間条例
	間、休暇等に関する	
	条例(平成7年秋田	
	市条例第4号。以下	
	「勤務時間条例」と	
	いう。)	

第17条の表第4条第6項および第7項の項中「第4条第6項および第7項」を「第4条第7項」に改め、同表第4条の2第1項の項を削り、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号および第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)」に改める。

第22条の表第4条の2第1項の項中「第4条の2第1項」を「第4条 第6項」に改め、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号およ び第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を 「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、 同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等 に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)」に改める。

附則第4項の前の見出しおよび同項から附則第7項までを削る。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(秋田市職員給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する秋田市職員給与条例附則第17項の規定 の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に勤務時間 条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とす る。

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

12 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

13 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条 例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

14 秋田市職員の修学部分休業に関する条例 (平成18年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

15 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例 (平成18年秋田市条例第7号) の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

秋田市職員の降給の事由に関する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市職員の降給の事由に関する条例

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項に規定する条例で 定める降給の事由は、秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号) 附則第17項で定める事由(当該事由に相当するもので訓令その他の規程で 定めるものを含む。)とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
  - (秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年秋田 市条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び」を「および」に改める。

第1条中「及び休職の手続及び」を「、休職および降給の手続および」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職および降給」に改め、同条 第1項中「若しくは」を「もしくは」に改め、同条第2項中「若しくは 免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

附則に次の1項を加える。

第2条第2項の規定は、秋田市職員の降給の事由に関する条例(令和4年秋田市条例第38号)に定める事由による降給の場合には、適用しない。この場合において、当該事由に該当する職員には、当該事由

により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第2号)の一 部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第 22条の4第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」 に、「額(以下」を「額(以下この項および第5項において」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、 同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再 任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第 4項とする。

附則第6項から附則第16項までを削る。

附則第17項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第18項中「第4条」を「(昭和59年法律第71号)第4条」に、「第5条」を「(昭和59年法律第87号)第5条」に、「第2条第2項」を「(昭和28年法律第182号)第2条第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第19項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第20項を附則第8項とする。

附則第21項中「条例第30号」を「秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年秋田市条例第30号。次項および附則第11項において「条例第30号」という。)」に改め、「まで」の次に「および附則第21項から第29項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第22項中「第5条の2」の次に「および附則第24項」を加え、同項 を附則第10項とする。

附則第23項中「第5条」の次に「又は附則第22項」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第24項を附則第12項とし、附則第25項から附則第32項までを12項ず つ繰り上げる。

附則に次の9項を加える。

21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した 者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した 者(定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を

- 除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第21項」とする。
- 22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第22項」とする。
- 23 前2項の規定は、秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 24 秋田市職員給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の改定は、 給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 25 当分の間、第5条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年(秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあっては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあっては65歳とする。)に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年(秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあっては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあっては65歳とする。)」とする。
- 26 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者のうちその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの (次の表の左欄に掲げる職員であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限

る。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「年度の前年度以前」とあるのは、「年度以前」とする。

秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する	60歳
職員以外の職員	
秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する	65歳
職員	

- 27 当分の間、第5条第1項に規定する者(秋田市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)もしくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 28 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃 又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃 又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第8項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「もしくは」と、「を除く」とあるのは「又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く」とする。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改 正)

3 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年 秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第3条から第5条まで」を「秋田市職員の退職 手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第21項もしくは附則第 22項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の 次に「および附則第21項から附則第29項まで」を加える。

附則第6項中「に新条例」を「に秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2および附則第24項」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第22項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改 正)

4 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15 年秋田市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第9項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改 正)

5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年 秋田市条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第6項」を「附則第9項から第11項まで、附則第15項および第16項、附則第6項」に改める。

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

秋田市職員定数条例 (昭和24年秋田市条例第37号) の一部を次のように 改正する。

第2条第1号中「1,629人」を「1,740人」に改め、同条第2号中「218人」を「203人」に改め、同条第8号中「461人」を「330人」に改め、同条第9号中「410人」を「445人」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例(平成16年秋田市条例第119号)の一部を次のように 改正する。

別表秋田市将軍野児童館の項を削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成5年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中 「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条および第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条および第11条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合に おいては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の102.5」 に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合におい ては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

## 別表第1 行政職給料表(第3条関係)

## ア 行政職給料表(1)

職員	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
の区分		給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料
	号 俸	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
再任			円		円		円		円		円		円		円		円
用職員お	1	147,	181	196,	946	233,	213	266,	155	291,	843	321,	562	365,	585	411,	119
具がよび	2	148,	289	198,	760	234,	824	267,	968	294,	060	323,	778	368,	204	413,	537
任期	3	149,	498	200,	573	236,	336	269,	781	296,	175	326,	095	370,	622	416,	056
┃付職 ┃員以	4	150,	606	202,	386	237,	947	271,	897	298,	190	328,	311	373,	241	418,	473
外の	5	151,	714	203,	897	239,	358	273,	609	300,	104	330,	527	375,	155	420,	388
職員	6	152,	822	205,	711	241,	070	275,	423	302,	220	332,	542	377,	674	422,	705
	7	153,	930	207,	524	242,	581	277,	236	304,	436	334,	759	379,	991	424,	820
	8	155,	038	209,	337	244,	193	279,	251	306,	451	336,	975	382,	509	427,	036
	9	156,	046	210,	949	245,	301	281,	266	308,	365	338,	889	384,	927	429,	051
	10	157,	456	212,	762	246,	813	283,	280	310,	682	341,	105	387,	647	431,	167
	11	158,	766	214,	576	248,	424	285,	194	312,	898	343,	120	390,	266	433,	282
	12			216,													
	13			217,													
	14			219,													
	15			221,													
	16			223,													
	17	,		224,				· ·		ĺ (						ŕ	
	18			226,													
	19			228,													
	20			229,													
	21			231,													
	22			232,													
	23			234,													
	24	,		236,		,		· ·		ĺ (						· ·	
	25	,		237,				· ·		ĺ (						ŕ	
	26			238,													
	27			240,													
	28			241,													
	29			242,													
	30			243,													
	31			244,													
	32	195,	334	245,	906	282,	3/4	<i>3</i> 26,	699	ა54,	101	383,	114	429,	253	464,	915

```
196, 946 247, 215 283, 885 327, 908 356, 015 384, 927 430, 462 465, 620
33
     198, 357 248, 223 285, 799 329, 923 357, 828 386, 337 431, 771 466, 426
34
     199, 868 249, 432 287, 612 331, 837 359, 641 387, 849 433, 081 467, 131
35
36
     201, 379 250, 741 289, 526 333, 953 361, 354 389, 460 434, 290 467, 735
37
     202, 688 251, 648 291, 138 335, 867 362, 764 390, 871
                                                            435, 499 468, 239
38
     203, 998 252, 958 292, 851 337, 781 364, 074 392, 080 436, 304 468, 843
39
     205, 207 254, 167 294, 664 339, 796 365, 484 393, 288
                                                            437, 110 469, 448
40
     206, 517 255, 476 296, 477 341, 710 366, 895 394, 397 437, 916 470, 052
41
     207, 826 256, 887 297, 988 343, 624 368, 204 395, 505 438, 521 470, 556
42
     209, 136 258, 297 299, 701 345, 538 369, 111 396, 714 439, 226 471, 060
43
     210, 445 | 259, 506 | 301, 212 | 347, 351 | 370, 219 | 397, 923 |
                                                            439, 931 471, 463
     211, 755 260, 715 302, 824 349, 265 371, 327 399, 031
                                                            440, 636 471, 765
44
     212, 863 261, 924 304, 436 350, 776 372, 133 399, 736 441, 442 472, 067
45
46
     214, 173 263, 132 306, 148 352, 187 373, 040 400, 441
                                                            442, 248
47
     215, 482 264, 442 307, 760 353, 698 373, 946 401, 146 442, 651
48
     216, 792 265, 550 309, 473 355, 209 374, 853 401, 851 443, 356
49
     217, 900 266, 658 310, 379 356, 821 375, 760 402, 456 443, 860
50
     219, 008 267, 766 311, 891 357, 627 376, 566 403, 060 444, 263
51
     220, 016 269, 076 313, 402 358, 835 377, 372 403, 564
                                                            444,666
     221, 124 270, 386 315, 013 359, 843 378, 177 403, 967 445, 069
52
53
     222, 232 271, 393 316, 625 360, 749 378, 883 404, 370
                                                            445, 472
54
     223, 239 272, 501 318, 237 361, 858 379, 588 404, 672 445, 875
55
     224, 146 273, 811 319, 849 362, 764 380, 293 404, 974 446, 278
56
     225, 153 | 275, 120 | 321, 360 | 363, 872 | 380, 998 | 405, 277 | 446, 580
57
     225, 456 276, 027 322, 871 364, 779 381, 502 405, 579 446, 882
     226, 262 277, 035 324, 080 365, 484 382, 106 405, 881
                                                            447, 285
58
     227, 067 277, 941 325, 289 366, 189 382, 711 406, 183 447, 587
59
60
     227, 773 | 279, 049 | 326, 498 | 366, 895 | 383, 416 | 406, 485 | 447, 890
61
     228, 478 280, 157 327, 203 367, 298 383, 819 406, 788 448, 192
62
     229, 485 281, 165 328, 110 367, 902 384, 524 407, 090
63
     230, 291 282, 072 328, 916 368, 607 385, 129 407, 392
     231, 097 283, 079 329, 722 369, 312 385, 733 407, 694
64
     231, 802 283, 583 330, 628 369, 615 386, 136 407, 997
65
     232, 507 284, 489 331, 031 370, 320 386, 740 408, 299
66
67
     233, 414 285, 194 331, 736 371, 025 387, 345 408, 601
     234, 421 286, 101 332, 542 371, 730 387, 949 408, 903
68
69
     235, 127 287, 109 333, 348 372, 032 388, 352 409, 105
70
     235, 731 287, 914 334, 053 372, 637 388, 856 409, 407
71
     236, 235 288, 720 334, 759 373, 342 389, 360 409, 709
```

1	72	236, 940	289, 526	335, 464	373, 946	389, 964	410, 011	
	73				374, 249			
	74	·		•	374, 853			
	75				375, 558			
	76	239, 458	291, 743	337, 680	376, 163	391, 475	411, 019	
	77	240, 164	291, 944	337, 982	376, 566	391, 777	411, 220	
	78	240, 869	292, 246	338, 486	377, 069	392, 080	411, 522	
	79	241, 574	292, 448	338, 889	377, 674	392, 382	411, 825	
	80	242, 078	292, 851	339, 393	378, 177	392, 684	412, 026	
	81	242, 581	293, 052	339, 796	378, 681	392, 886	412, 228	
	82	243, 287	293, 254	340, 299	379, 286	393, 188	412, 530	
	83	243, 992	293, 657	340, 803	379, 789	393, 490	412, 832	
	84	244, 697	293, 959	341, 307	380, 092	393, 691	413, 034	
	85	245, 301	294, 261	341, 609	380, 494	393, 893	413, 235	
	86	246, 007	294, 563	342, 012	380, 998	394, 195		
	87	246, 712	294, 865	342, 516	381, 401	394, 497		
	88	247, 417	295, 268	342, 918	381, 804	394, 699		
	89	247, 921	295, 571	343, 221	382, 207	394, 900		
	90	248, 424	295, 974	343, 624	382, 711	395, 203		
	91	248, 727	296, 276	344, 127	383, 114	395, 505		
	92	249, 130	296, 679	344, 530	383, 517	395, 706		
	93	249, 432	296, 880	344, 732	383, 819	395, 908		
	94		297, 082	345, 135				
	95			345, 638				
	96		297, 787					
	97			346, 243				
	98			346, 646				
	99			347, 049				
	100		299, 097					
	101			347, 653				
	102		*	348, 056				
	103		*	348, 459				
	104			348, 862				
	105			349, 366				
	106			349, 769				
	107			350, 172				
	108			350, 575				
	109			351, 078				
1 1	110		302, 119	351, 481				i

1	ı	1	I	I	1	ı	1	I .	
	111		302, 522	351, 784					
	112		302, 824	352, 086					
	113		303, 025	352, 590					
	114		303, 227						
	115		303, 529						
	116		303, 932						
	117		304, 134						
	118		304, 335						
	119		304, 637						
	120		304, 939						
	121		305, 342						
	122		305, 544						
	123		305, 846						
	124		306, 148						
	125		306, 451						
再任									
用職		189, 088	216, 792	257, 088	276, 632	291, 843	317, 431	359, 440	392, 785
員									
任期	1	151, 714							
付職員	2	183, 548							

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級
区分		給料	給料	給料
	号 俸	月額	月額	月額
再任用		円 円	円	円 円
職員お	1	249, 800	335, 000	399, 000
よび任	2	252, 300	338, 000	401, 900
期付職		254, 800	340, 900	404, 500
員以外	4	257, 300	343, 800	407, 200
の職員	5	259, 500	346, 500	409, 800
	6	263, 300	349, 700	412, 200
	7	267, 100	352, 800	414, 900
	8	270, 900	355, 900	417, 300
	9	274, 500	358, 700	419, 500
	10	278, 500	361, 400	422, 200
	11	282, 500	364, 500	424, 800
	12	286, 500	367, 700	427, 500
	13	290, 300	370, 600	429, 900
	14	294, 300	374, 100	432, 400
	15	298, 200	377, 100	434, 800
	16	302, 100	380, 700	437, 300
	17	305, 800	384, 300	439, 300
	18	309, 400	387, 000	441, 700
	19	312, 900	389, 500	444, 000
	20	316, 500	392, 100	446, 400
	21	320, 100	394, 900	447, 900
	22	323, 800	397, 200	450, 300
	23	327, 300	399, 700	452, 600
	24 25	330, 600	401, 800	454, 900
	25 26	334, 100	403, 800	456, 900
	26 27	336, 800	406, 100	459, 200
	28	339, 400	408, 300	461, 400 463, 700
	29	342, 000	410, 600	465, 800
	30	344, 800 346, 700	412, 900 415, 000	468, 100
	31	348, 900	417, 000	470, 400
	32	351, 300	419, 100	470, 400
	33	353, 500	421, 000	474, 600
	34	355, 800	422, 800	476, 700
	35	357, 900	424, 600	478, 800
	36	360, 200	426, 600	480, 900
	37	362, 400	428, 500	483, 000
	38	364, 800	430, 500	484, 800
	39	367, 000	432, 400	486, 600
	40	369, 000	434, 400	488, 400
	41	371, 300	436, 200	490, 100
	42	372, 500	438, 000	491, 900
	43	373, 900	· ·	

-		_	
44	375, 000	441, 500	495, 500
45	376, 200	443, 300	497, 100
46	377, 600	445, 100	498, 800
47	379, 100	446, 900	500, 600
48	380, 600	448, 600	502, 400
49	381, 700	450, 400	504, 000
50	382, 700	452, 100	505, 300
51	383, 700	453, 900	506, 600
52 50	384, 500	455, 700	507, 900
53	385, 400	457, 600	508, 900
54	386, 300	458, 800	510, 200
55 56	387, 000	460, 000	511, 500
56	387, 900	461, 200	512, 800
57	388, 600	462, 400	513, 800
58 50	389, 500	463, 400	514, 600
59 60	390, 300	464, 400	515, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200 517, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100
62 63	392, 100	466, 900	517, 900
64	392, 500	467, 600	518, 800 510, 600
65	393, 000	468, 300	519, 600 520, 500
66	393, 300	469, 000	520, 500 521, 400
67		469, 700	521, 400 522, 100
68		470, 400 471, 000	522, 100 522, 000
69		471, 000	523, 000 523, 900
70		471, 300	523, 900 524, 700
71		472, 700	525, 600
72		473, 400	526, 500
73		473, 800	527, 300
74		474, 400	528, 200
75		475, 100	529, 100
76		475, 800	529, 800
77		476, 200	530, 600
78		476, 800	531, 500
79		477, 400	532, 400
80		477, 900	533, 300
81		478, 500	534, 100
82		479, 000	535, 000
83		479, 500	535, 900
84		480, 000	536, 800
85		480, 400	537, 600
86		481, 000	538, 500
87		481, 400	539, 400
88		481, 900	540, 300
89		482, 400	541, 100
90		483, 000	·
91		483, 600	
92		484, 000	
93		484, 500	
94		485, 100	
95		485, 700	

	96 97		486, 300 486, 800	
再任用 職員		296, 200	338, 600	393, 000
任期付 職員		274, 500		

## イ 医療職給料表(2)

	\ 職	次												
職員の	<b>一人</b> の		1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級
区分			給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料
	号	俸	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
再任用			71	円	71	円	71	円	71	円	71	円	71	円
職員お	1		152, 1		189,		225	254	251	447	283	079	329	419
よび任	2		153, 5		191,			866		655	-	993	-	434
期付職	3		154, 9		193,		-	478	-	864	-	109	-	650
員以外	4		156, 3		194,		-	090	-	275	-	123	-	867
の職員	5		157, 5		196,			500		484	-	239		680
12/19/24	6		159, 3		197,		· · · · · ·	112	-	692	-	354	-	896
	7		161, 0		199,			623				268	341,	
	8		162, 6		200,		236,		-	909		283	-	127
	9		164, 3		202,		-	343	-	218	-	298	345,	
	10		166, 0		204,		-	854	-	024	-	313	-	056
	11		167, 6		205,		-	264		032		328		172
	12		169, 4		207,		-	473	-	039	-	342	-	287
	13		170, 9		208,		-	085	-	349		357		798
	14		172, 8		210,		244,		-	558	-	271		813
	15		174, 8		212,		· · · · · ·	704		169	-	387	-	727
	16		176, 7		213,		-	115	-	580	-	402	· · · · · ·	742
	17		178, 7		215,		247,		271,			416	-	555
	18		180, 5				-	130	-	803	-	431	-	570
	19		182, 3		218,		-	338	-	516		547	-	585
	20		184, 2		220,		-	447	-	229	-	662	-	600
	21		186, 0		221,		-			042	-	476		413
	22		187, 5		222,		-	764	-	754	-	490	-	428
	23		189, 0		224,		254,		281,			304	-	543
	24		190, 6	600	225,	859	255,	879	283,	079	329,	319	375,	659
	25		192, 2	211	227,	269	257,	088	284,	892	331,	031	377,	069
	26		193, 5	521	228,	679	258,	297	286,	605	332,	945	378,	883
	27		195, 0	)32	229,	989	259,	707	288,	418	334,	960	380,	696
	28		196, 4	143	231,	299	261,	218	290,	030	336,	975		409
	29		197, 9	954	232,	608	262,	629	291,	743	338,	284	384,	222
	30		199, 1		234,					556	340,	098	385,	733
	31		200, 4	172	235,	530	265,	852	295,	369	341,	810	387,	345
	32		201, 7		236,	940	267,	363	297,	283	-	624	389,	057
	33		203, 1		237,	947	-	774	-	996		336	390,	367
	34		204, 6	502	239,	257	270,	486	300,	708		150		677
	35		205, 9		240,	264	-	098	-	522	· · · · · ·	064	· · · · · ·	986
	36		207, 3		241,		-	710	-	335	-	877	· · · · · ·	195
	37		208, 4		242,			221	-	645	-	690		303
	38		209, 7		244,		-	732	-	357	-	403		512
	39		211, 0		245,			344		868		015		620
	40		212, 3		246,			754		480		727		728
	41		213, 4		247,		-	266	-	193		936	-	534
	42		214, 6					877	-	905		044		340
	43		215, 8	885	250,	036	284,	590	315,	517	361,	253	401,	146

44	217, 094	251, 144	286, 303	317, 230	362, 462	401, 952
45	218, 303	252, 252	287, 814	318, 136	363, 671	402, 355
46	219, 411	253, 562	289, 526	319, 547	364, 477	402, 960
47	220, 419	254, 872	291, 239	321, 058	365, 686	403, 463
48	221, 527	256, 081	292, 851	322, 670	366, 794	403, 866
49	222, 534	257, 692	294, 060	324, 080	367, 801	404, 269
50	223, 542	259, 103	295, 671	325, 390	368, 809	404, 571
51	224, 448	260, 312	296, 981	326, 599	369, 816	404, 874
52	225, 456	261, 521	298, 593	327, 908	370, 823	405, 176
53	225, 758	262, 629	299, 902	329, 016	371, 629	405, 478
54	226, 564	263, 938	301, 414	330, 024	372, 435	405, 780
55	227, 269	265, 248	302, 824	331, 132	373, 342	406, 082
56	228, 075	266, 356	304, 335	332, 139	374, 249	406, 385
57	228, 780	267, 162	305, 342	332, 643	374, 752	406, 687
58	229, 687	268, 472	306, 551	333, 550	375, 558	406, 989
59	230, 392	269, 781	307, 760	334, 356	376, 364	407, 291
60	231, 097	271, 091	309, 171	335, 262	377, 170	407, 694
61	232, 004	271, 998	310, 480	336, 068	377, 573	407, 896
62	232, 709	273, 206	311, 689	336, 370	378, 278	408, 198
63	233, 616	274, 516	312, 999	336, 975	378, 983	408,500
64	234, 623	275, 826	314, 208	337, 680	379, 689	408, 802
65	235, 227	276, 632	315, 618	338, 284	380, 092	409,004
66	235, 933	277, 740	316, 424	338, 990	380, 696	
67	236, 638	278, 646	317, 230	339, 695	381, 401	
68	237, 343	279, 754	318, 036	340, 400	382, 006	
69	238, 048	280, 762	318, 640	341, 105	382, 409	
70	238, 653	281, 769	319, 345	341, 609	382, 912	
71	239, 257	282, 877	320, 050	342, 213	383, 416	
72	239, 761	283, 986	320, 655	342, 818	383, 920	
73	240, 466	284, 590	321, 360	343, 120	384, 524	
74	241, 171	285, 295	321, 562	343, 724	385, 028	
75	241, 876	285, 799	322, 166	344, 228	385, 632	
76	242, 380	286, 605	322, 770	344, 833	386, 237	
77	242, 783	287, 411	323, 375	345, 336	386, 740	
78	243, 387	288, 015	323, 879	345, 840	387, 244	
79	243, 992	288, 620	324, 382	346, 344	387, 748	
80	244, 596	289, 224	324, 886	346, 747	388, 251	
81	244, 898	289, 929	325, 490	347, 049	388, 554	
82	245, 301	290, 433	325,994	347, 351	389, 057	
83	245, 704	290, 836	326, 397	347, 754	389, 460	
84	246, 007	291, 239	326, 901	348, 056	389, 863	
85	246, 309	291, 440	327, 405	348, 560	390, 266	
86		291, 642	327, 807	348, 862		
87		291, 843	328, 009	349, 164		
88		292, 045	328, 412	349, 467		
89		292, 448	328, 815	349, 870		
90		292, 649	329, 218	350, 172		
91		292, 851	329, 621	350, 575		
92		293, 052	330, 024	350, 877		
93		293, 455	330, 326	351, 280		

	94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112		293, 657 293, 858 294, 160 294, 563 294, 865 295, 067 295, 369 295, 671 295, 873 296, 074 296, 377 296, 679	331, 434 331, 736 332, 039 332, 341 332, 542 332, 844 333, 247 333, 449 333, 650 334, 255 334, 255 334, 456 334, 658 335, 061 335, 464 335, 867	351, 884 352, 187		
電化田	113			336, 068			
再任用 職員		190, 096	216, 893	245, 301	258, 801	284, 187	325, 188
任期付 職員			189, 794				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の157.5」を「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

別表中「376,543」を「377,775」に、「424,869」を「425,122」に、「475,209」を「475,492」に、「536,624」を「536,944」に、「612,134」を「612,499」に、「714,828」を「715,254」に、「835,714」を「836,142」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12 月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改め る。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の 規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は令和4年4月1

日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定および改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第 37号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、秋田市職員給与条例別表第1のアの表の改正規定中「188,976」を「189,088」に、「216,663」を「216,792」に、「256,935」を「257,088」に、「276,467」を「276,632」に、「291,669」を「291,843」に、「317,242」を「317,431」に、「359,226」を「359,440」に、「392,551」を「392,785」に、「149,610」を「151,714」に、「181,928」を「183,548」に改め、同条例別表第2のアの表の改正規定中「272,600」を「274,500」に改め、同条例別表第2のイの表の改正規定中「189,983」を「190,096」に、「216,764」を「216,893」に、「245,155」を「245,301」に、「258,646」を「258,801」に、「284,018」を「284,187」に、「324,995」を「325,188」に、「188,170」を「189,794」に改める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号) の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の155」を「6月に支給する場合においては100分の 155、12月に支給する場合においては100分の160」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条中「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給す る場合においては100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の 特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義 務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する 義務の特例に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のよ うに改正する。

第4条中「100分の155」を「6月に支給する場合においては100分の 155、12月に支給する場合においては100分の160」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する 義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務 の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の 条例の規定による期末手当の内払とみなす。 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例 (昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の 一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の155」に、「100分の 160」を「100分の157.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその 支給方法に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令 和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当

の内払とみなす。

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 個人情報等の取扱い (第4条-第16条)

第3章 個人情報ファイル等 (第17条・第18条)

第4章 開示、訂正および利用停止

第1節 開示 (第19条 - 第31条)

第2節 訂正 (第32条 - 第38条)

第3節 利用停止 (第39条-第44条)

第4節 審査請求 (第45条—第47条)

第5章 雑則(第48条-第52条)

第6章 罰則(第53条-第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、秋田市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利社を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報

であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当 する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入 に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その 他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ご とに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは 記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受け る者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下 この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務

上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、議会公文書(職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画および電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの(秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)第2条第2号アからウまでに掲げるものに相当するものとして議長が定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、 生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索す ることができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって 識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報 の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限 り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得ら れる個人に関する情報をいう。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等 の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報 の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別するこ とができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であ

- って、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等 の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報 であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該 当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、 又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとし て、議会が保有しているものをいう。ただし、議会公文書に記録されて いるものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人および個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人を いう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう 必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。 第12条第2項第2号および第3号ならびに第4章において同じ。)の規 定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、 その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」 という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならな い。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用目的の明示)
- 第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された 当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらか じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
  - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (不適正な利用の禁止)
- 第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去 又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 (安全管理措置)

- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保 有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなら ない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階に わたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個 人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員もしくは職員であった者、前条 第2項の業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会におい て個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88 号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条および第53 条において同じ。)もしくは従事していた派遣労働者は、その業務に関 して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
  - (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用および提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために 保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者もしくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的の ために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが 明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供すること について特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規 定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、	利用目的以外の目的
	利用目的以外の目的	
	自ら利用し、又は提供して	自ら利用してはならない
	はならない	
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項	本人の同意があるとき、又	人の生命、身体又は財産の
第1号	は本人に提供するとき	保護のために必要がある場
		合であって、本人の同意が
		あり、又は本人の同意を得
		ることが困難であるとき
第39条第1項	又は第12条第1項および第	第12条第5項の規定により
第1号	2項の規定に違反して利用	読み替えて適用する同条第
	されているとき	1項および第2項(第1号
		に係る部分に限る。)の規
		定に違反して利用されてい
		るとき、番号利用法第20条
		の規定に違反して収集さ
		れ、もしくは保管されてい
		るとき、又は番号利用法第
		29条の規定に違反して作成
		された特定個人情報ファイ
		ル(番号利用法第2条第9
		項に規定する特定個人情報
		ファイルをいう。)に記録
		されているとき
第39条第1項	第12条第1項および第2項	番号利用法第19条
第2号		
l .	•	•

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号もしくは第4号 の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると 認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報 であるものを除く。以下この条および第50条において同じ。)を第三者 (当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供しては ならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規

定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置もしくは 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、 又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他 の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の 段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合につ いて準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議 長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置 を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の 段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
  - (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項

目」という。)および本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第6号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(同項第8号において「記録範囲」という。)

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報 (以下この条において「記録情報」という。) の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を 受理する組織の名称および所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、 その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - (1) 議会の議員もしくは議員であった者又は職員もしくは職員であった 者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与 又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録す るもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含 む。)
  - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - (3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - (4) 資料その他の物品もしくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のため に利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は 連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを 記録するもの
  - (5) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - (6) 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
  - (7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める

個人情報ファイル

- (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目および記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (9) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部もしくは同項第 5号もしくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は 個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目 的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著し い支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もし くは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿 に掲載しないことができる。

(登録簿)

- 第18条 議長は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、 当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録 した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しな

い。

- (1) 議会の議員もしくは議員であった者又は職員もしくは職員であった 者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生その他これらに準 ずる事項に関する個人情報取扱事務(議長が行う職員の採用試験に関 する個人情報取扱事務を含む。)
- (2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務
- (3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務
- (4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係 る個人情報取扱事務
- 4 議長は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第4章 開示、訂正および利用停止 第1節 開示

(開示請求権)

- 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保 有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章および第49条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において 「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 開示請求をする者の氏名および住所又は居所
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている議会公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求 をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、 その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求 者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 (保有個人情報の開示義務)
- 第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報 に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが 含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示 しなければならない。
  - (1) 開示請求者 (第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号および第3号、 次条第2項ならびに第28条第1項において同じ。) の生命、健康、生 活又は財産を害するおそれがある情報
  - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)もしくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている情報
    - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが 必要であると認められる情報

- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第 2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政 法人等の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員およ び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職およ び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が 行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に 掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 議長が第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする 場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩 序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは 不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地 方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として の地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に 阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を 及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政 法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ れ

(部分開示)

- 第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれてい

る場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的および開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、および開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第26条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求 があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることによ り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定 にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号および第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定 (以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に 対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する 情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提 出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明 しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者

が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第46条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関す る定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めると ころにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なけ ればならない。
- 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 (他の法令による開示の実施との調整)
- 第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、

この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を 前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第31条 第29条第1項の規定により議会公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、議長が定める方法を含む。以下この条において同じ。)を 受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。 第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、 この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正 (追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することが できる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定によ り特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章 および第49条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- 第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 訂正請求をする者の氏名および住所又は居所
  - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 訂正請求の趣旨および理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところによ

- り、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定 による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理 人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由が あると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達 成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その 旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ ならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨 の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければな らない。

(訂正決定等の期限)

- 第36条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求が あった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の 規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当 該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条 の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この 場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に 対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施 をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の 提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定 に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得され たものであるとき、又は第12条第1項および第2項の規定に違反して 利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第12条第1項および第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章および第49条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

- 第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 利用停止請求をする者の氏名および住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨および理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用 停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求 に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを 確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の 利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止 をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の 性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが あると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通 知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、 その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知し なければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第43条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。(利用停止決定等の期限の特例)
- 第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足り る。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用 停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならな い。
  - (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
  - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長 および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、 同条の期間に算入しない。

第4節 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。(審査会への諮問)
- 第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秋田市条例第8号)第2条第1項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならな

い。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、 諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1)審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。)
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出 した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除 く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報 (不開示情報を専ら記録する議会公文書に記録され

ているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報 の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 (施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要 を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

- 第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を 自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと

きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する 目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録 を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者 にも適用する。
- 第57条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則 秋田市特定歴史公文書等利用等規則(平成26年秋田市規則第2号)の一 部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「個人情報」を「個人情報等」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第3条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿 とする。

(文書又は図画の開示方法)

- 第3条 政令第23条の規定により文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの)の閲覧
  - (2) 当該文書もしくは図画を電子複写機により用紙に複写したものの交付 付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画 したものの交付
  - (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を

光ディスクに複写したものの交付(当該文書又は図画の保存に支障を 生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラム により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限 る。)

(電磁的記録の開示方法)

- 第4条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個 人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法 とする。
  - (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
  - (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
  - (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付(写しの交付に要する費用の額等)
- 第5条 条例第7条の市長が定める方法は、前条第2号および第3号の規 定による交付その他市長が認める方法とする。
- 2 条例第7条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成お よび送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。
- 3 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 地方公共団体等行政文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、第1項に規定する方法を含む。)の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

(運用状況の公表)

第6条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。

(書類の提出等)

第7条 次の表の左欄に掲げる法、政令および条例の規定に基づく請求書 等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

 番号	左欄	右欄

(1)	法第77条第1項	保有個人情報開示請求書
(2)	法第82条第1項	保有個人情報開示決定通知書
(3)	法第82条第2項	保有個人情報の開示をしない旨の決
		定通知書
(4)	条例第5条第2項	保有個人情報開示決定等期限延長通
		知書
(5)	条例第6条	保有個人情報開示決定等期限特例延
		長通知書
(6)	法第85条第1項	他の行政機関の長等への保有個人情
		報開示請求事案移送書
(7)	法第85条第1項	開示請求者への保有個人情報開示請
		求事案移送通知書
(8)	法第86条第1項および第2	保有個人情報の開示に関する意見照
	項	会書
(9)	法第86条第1項および第2	保有個人情報の開示決定等に関する
	項	意見書
(10)	法第86条第3項	反対意見書に係る保有個人情報の開
(10)	法第86条第3項	反対意見書に係る保有個人情報の開 示決定通知書
(10)	法第86条第3項 政令第26条第1項	
		示決定通知書
		示決定通知書 保有個人情報の開示の実施方法等申
(11)	政令第26条第1項	示決定通知書 保有個人情報の開示の実施方法等申 出書
(11)	政令第26条第1項 法第91条第1項	示決定通知書 保有個人情報の開示の実施方法等申 出書 保有個人情報訂正請求書
(11) (12) (13)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項	示決定通知書 保有個人情報の開示の実施方法等申 出書 保有個人情報訂正請求書 保有個人情報訂正決定通知書
(11) (12) (13)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項	示決定通知書  保有個人情報の開示の実施方法等申出書  保有個人情報訂正請求書  保有個人情報訂正決定通知書  保有個人情報の訂正をしない旨の決
(11) (12) (13) (14)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項 法第93条第2項	示決定通知書  保有個人情報の開示の実施方法等申出書  保有個人情報訂正請求書  保有個人情報訂正決定通知書  保有個人情報の訂正をしない旨の決 定通知書
(11) (12) (13) (14)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項 法第93条第2項	示決定通知書  保有個人情報の開示の実施方法等申出書  保有個人情報訂正請求書  保有個人情報訂正決定通知書  保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書  保有個人情報訂正決定等期限延長通
(11) (12) (13) (14) (15)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項 法第93条第2項 法第94条第2項	示決定通知書  保有個人情報の開示の実施方法等申出書  保有個人情報訂正請求書  保有個人情報訂正決定通知書  保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書  保有個人情報訂正決定等期限延長通知書
(11) (12) (13) (14) (15)	政令第26条第1項 法第91条第1項 法第93条第1項 法第93条第2項 法第94条第2項	示決定通知書  保有個人情報の開示の実施方法等申出書  保有個人情報訂正請求書  保有個人情報訂正決定通知書  保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書  保有個人情報訂正決定等期限延長通知書  保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(18)	法第96条第1項	訂正請求者への保有個人情報訂正請
		求事案移送通知書
(19)	法第97条	保有個人情報提供先への訂正決定通
		知書
(20)	法第99条第1項	保有個人情報利用停止請求書
(21)	法第101条第1項	保有個人情報利用停止決定通知書
(22)	法第101条第2項	保有個人情報の利用停止をしない旨
		の決定通知書
(23)	法第102条第2項	保有個人情報利用停止決定等期限延
		長通知書
(24)	法第103条	保有個人情報利用停止決定等期限特
		例延長通知書
(25)	法第105条第3項において	情報公開・個人情報保護審査会諮問
	準用する同条第2項	通知書

## (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
  - (秋田市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 秋田市個人情報保護条例施行規則(平成17年秋田市規則第7号)は、 廃止する。

## 別表 (第5条関係)

地方公共団体等 行政文書の媒体	写しの交	金額			
文書又は図画	電子複写機によ	単色(黒)	刷り	1枚につき	10円

	り用紙に複写し	カラー複写	1枚につき	50円
	たものの交付			
	スキャナにより記	読み取ってできた	写しの作成	に要す
	電磁的記録を光き	ディスク(日本産	る費用に相	当する
	業規格 X 0606お。	よび X 6281に適合	額に当該文	書又は
	する直径120ミリ	「メートルの光デ	図画1枚ご	とに10
	ィスクの再生装む	置又は日本産業規	円を加えた	額
	格 X 6241に適合			
	メートルの光ディ			
	で再生することス			
	る。以下同じ。)			
	の交付			
電磁的記録	用紙に出力した	単色(黒)刷り	1枚につき	10円
	ものの交付	カラー複写	1枚につき	50円
	電磁的記録として	写しの作成	に要す	
	光ディスクに複写	写したものの交付	る費用に相	当する
			額	

## 備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。
- 2 文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の 大きさは、日本産業規格A列3番以下とする。
- 3 この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の 額は、当該写しの作成に要した額とする。
- 4 写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則 秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成28年秋田市規則第22 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第13条」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年秋田市規則第2 号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12号の3中「養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を削る。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年秋田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第12条中「および介護時間」を「、介護時間および組合休暇」に改める。 第14条第2項の表第5号中「養育する満18歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある」を削る。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の見出し中「および 介護時間」を「、介護時間および組合休暇」に改め、同条に次の1項を加 える。

2 組合休暇の許可および休暇の申請等の手続については、勤務時間規則 の規定の例による。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(組合休暇)

第17条 条例第15条の3第1項から第3項までの規定は、会計年度任用職員(同条第1項の休暇の許可を申請する時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度における勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の組合休暇について準用する。この場合において、同条第3項中「一の年」とあるの

は、「1の年度」と読み替えるものとする。

2 第15条第2項の規定は、組合休暇について準用する。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成 18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改め、同項中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に、「令和3年1月1日」を「令和4年1月1日」に改める。

附則第6項中「令和3年1月1日」を「令和4年1月1日」に改める。 附則第7項中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第4号

 庁
 中
 一
 般

 関
 係
 各
 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程(平成26年秋田市訓令第2号)の一部を次のように 改正する。

第7条第6号中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市訓令第5号

 庁
 中
 一
 般

 関
 係
 各
 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

令和 4 年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓 令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程(平成12年秋田市訓令第 1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2)(第2条関係)

職員の区		職務 の級	1	級	2	級	3	級	4	級
分	号	俸	給 月	料 額	給月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
再任用職				円		円		円		円
員および		1		133, 279		184, 958		206, 718		253, 361
任期付職		2		134, 185		186, 469		207, 927		254, 569
員以外の		3		135, 193		187, 980		209, 337		255, 678
職員		4		136, 099		189, 391		210, 647		256, 786
		5		137, 107		190,600		211, 956		257, 692
		6		138, 114		192, 111		213, 367		258, 901
		7		139, 121		193, 521		214, 777		260, 009
		8		140, 129		194, 831		216, 188		261, 218
		9		140, 935		196, 241		217, 497		262, 326
		10		141, 942		197, 248		219, 109		263, 132
		11		142, 950		198, 558		220, 721		264, 341
		12		144, 058		199, 666		222, 131		265, 550
		13		144, 864		200, 875		223, 340		266, 558
		14		145, 871		201, 983		224, 851		267, 565
		15		146, 878		203, 091		226, 362		268, 472
		16		147, 886		204, 199		227, 672		269, 378
		17		148, 994		205, 106		228, 579		270, 386
		18		150, 304		206, 214		229, 284		271, 494
		19		151, 512		207, 222		230, 190		272, 501
		20		152, 721		208, 229		231, 198		273, 307
		21		153, 829		209, 136		232, 004		274, 315
		22		155, 038		210, 244		233, 515		275, 221
		23		156, 247		211, 352		234, 824		276, 229
		24 25		157, 456		212, 359		235, 933		277, 035
		26		158, 564 160, 075		213, 266 214, 173		237, 343		277, 840 278, 949
		27		160, 075		214, 173		238, 653 239, 962		280, 057
		28		163, 098		214, 878		241, 272		281, 165
		29		164, 508		216, 691		242, 078		282, 072
		30		165, 918		217, 900		242, 073		283, 180
		31		167, 429		218, 908		244, 596		284, 187
		32		168, 940		219, 814		245, 704		285, 194
		33		170, 351		220, 419		246, 813		285, 900
		34		172, 164		221, 628		248, 021		286, 806
		35		173, 977		222, 736		249, 130		287, 713
		36		175, 791		223, 945		250, 338		288, 821
		37		177, 503		224, 448		251, 648		289, 426
		38		179, 216		225, 556		252, 655		290, 332
		39		180, 929		226, 765		253, 965		291, 239
		40		182, 641		227, 773		255, 275		292, 146
		41		184, 152		228, 579		256, 282		292, 750
		42		185, 563		229, 787		257, 491		293, 757
		43		186, 872		230, 795		258, 398		294, 765
		44		188, 283		231, 903		259, 707		295, 671

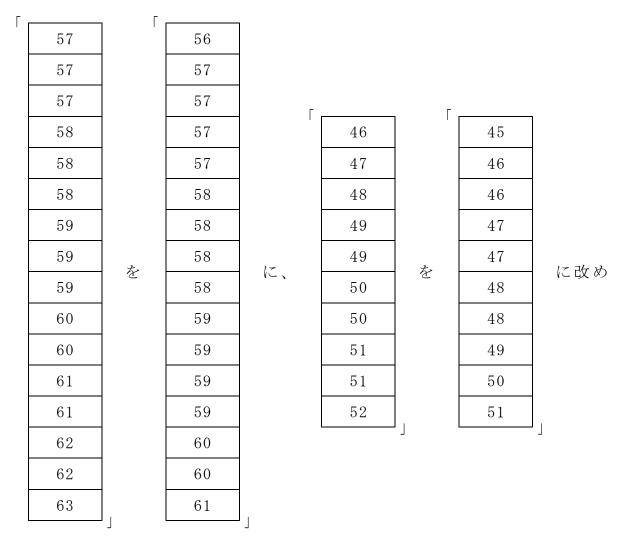
45	189, 794	233, 011	260, 513	296, 377
46	191, 103	233, 918	261, 521	297, 283
47	192, 514	235, 026	262, 629	298, 190
48	193, 924	236, 033	263, 535	299, 097
49	195, 234	237, 041	264, 744	299, 802
50	196, 342	238, 048	265, 752	300, 406
51	197, 450	239, 056	266, 860	301, 111
52	198, 659	240, 063	267, 565	301, 917
53	199, 767	241, 171	268, 472	302, 522
54	200, 875	242, 178	269, 580	303, 328
55	201, 782	242, 884	270, 789	304, 033
56	202, 890	243, 589	271, 998	304, 738
57	203, 998	244, 495	271, 998	305, 443
58	- I	· ·		· ·
59	205, 005	245, 402	273, 811	306, 148
	206, 013	246, 309	274, 919	306, 954
60	207, 020	247, 014	275, 926	307, 659
61	208, 128	247, 820	276, 934	308, 264
62	209, 035	248, 727	278, 042	308, 969
63	209, 942	249, 633	278, 848	309, 674
64	210, 848	250, 540	279, 956	310, 379
65	211, 554	251, 346	280, 762	310, 883
66	212, 359	252, 152	281, 568	311, 387
67	213, 065	252, 958	282, 374	311, 991
68	213, 871	253, 663	283, 180	312, 596
69	214, 273	254, 368	283, 784	313, 200
70	214, 878	254, 972	284, 590	313, 603
71	215, 180	255, 375	285, 396	314, 107
72	215, 583	255, 778	286, 101	314, 611
73	215, 785	255, 980	286, 907	314, 913
74	216, 188	256, 383	287, 612	315, 416
75	216, 691	256, 887	288, 418	315, 920
76	217, 296	257, 390	289, 224	316, 323
77	217, 497	257, 692	289, 828	316, 525
78	218, 202	258, 095	290, 332	316, 827
79	218, 706	258, 599	290, 836	317, 129
80	219, 210	259, 103	291, 239	317, 431
81	219, 915	259, 405	291, 642	317, 733
82	220, 217	259, 707	292, 045	318, 036
83	220, 822	260, 009	292, 548	318, 338
84	221, 527	260, 312	293, 052	318, 640
85	222, 131	260, 513	293, 455	318, 842
86	222, 534	260, 715	294, 060	319, 245
87	222, 937	261, 017	294, 664	319, 547
88	223, 642	261, 319	295, 268	319, 748
89	224, 146	261, 521	295, 571	319, 950
90	224, 650	261, 722	296, 074	320, 252
91	225, 153	262, 125	296, 578	320, 554
92	225, 556	262, 326	296, 981	320, 856
93	225, 959	262, 629	297, 384	321, 058
94	226, 362	263, 032	297, 888	321, 360
95	226, 765	263, 334	298, 391	321, 662
1 "	220, 100	_55,551		021, 002

具 任期付職 員		148, 994			
再任用職   員		195, 032	206, 214	224, 851	245, 805
	137		274, 113		
	136		273, 912		
	135		273, 609		
	134		273, 100	510, 110	
	132		272, 904	310, 178	
	131		272, 602 272, 904	309, 775 309, 976	
	130 131		272, 300	309, 473	
	129		272, 098	309, 171	
	128		271, 897	308, 969	
	127		271, 595	308, 768	
	126		271, 292	308, 465	
	125		271, 091	308, 163	
	124		270, 889	307, 962	
	123		270, 587	307, 760	
	122		270, 285	307, 458	
	121	237, 746	270, 083	307, 156	
	120	237, 343	269, 882	306, 954	
	119	236, 940	269, 278	306, 451	
	117 118	236, 134 236, 537	268, 975 269, 278	306, 148 306, 451	
	116	235, 832	268, 673	305, 947	
	115	235, 328	268, 472	305, 745	
	114	234, 824	268, 270	305, 443	
	113	234, 321	267, 968	305, 141	
	112	234, 119	267, 766	304, 939	
	110	233, 716	267, 565	304, 234	
	109	232, 810 233, 213	266, 961 267, 263	303, 831 304, 234	
	108 109	232, 608	266, 658	303, 529	
	107	232, 205	266, 457	303, 126	
	106	231, 903	266, 155	302, 723	
	105	231, 399	265, 953	302, 320	
	104	230, 996	265, 752	302, 018	
	103	230, 392	265, 449	301, 716	
	101	229, 787	264, 946	301, 011	545, U15
	100	228, 881 229, 284	264, 643 264, 946	300, 608	322, 871 323, 073
	99 100	228, 377	264, 341	300, 104 300, 608	322, 670
	98	227, 873	264, 140	299, 600	322, 368
	97	227, 370	263, 838	299, 197	322, 065
	96	227, 067	263, 636	298, 895	321, 864

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第 1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任

期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

#### 別表第5中



る。

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1の規 定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の 基準に関する規程の一部を改正する訓令(平成18年秋田市訓令第11号。 以下「平成18年改正訓令」という。)の規定は、令和4年4月1日から

適用する。

(給料の切替え等)

3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第43号)に従って行われる職員の例による。

(平成18年改正訓令の一部改正)

4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。 附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)(附則第2項関係)

	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
号	俸	給日	料額	給日	料額	給日	料額	給口	料
		月	<u> </u>	月	<u> </u>	月_	 码 円	月	額 円
	1		147, 181		196, 946		233, 213		266, 155
	2		148, 289		198, 760		234, 824		267, 968
	3		149, 498		200, 573		234, 324		269, 781
	4		150, 606		202, 386		237, 947		271, 897
	5		151, 714		203, 897		239, 358		273, 609
	6		152, 822		205, 711		241, 070		275, 423
	7		153, 930		207, 524		242, 581		277, 236
	8		155, 038		209, 337		244, 193		279, 251
	9		156, 046		210, 949		245, 301		281, 266
	10		157, 456		212, 762		246, 813		283, 280
	1		158, 766		214, 576		248, 424		285, 194
	12		160, 075		216, 389		249, 734		287, 109
	13		161, 284		217, 799		251, 245		289, 123
	14		162, 795		219, 613		252, 655		291, 037
	15		164, 306		221, 325		253, 965		292, 951
	16		165, 918		223, 139		255, 375		294, 765
	17		167, 127		224, 851		256, 887		296, 578
	18		168, 638		226, 564		258, 398		298, 593
	19		170, 149		228, 176		260, 110		300, 708
	20		171,660		229, 787		261, 924		302, 723
	21		172, 970		231, 198		263, 535		304, 637
	22		175, 690		232, 910		265, 248		306, 753
	23		178, 309		234, 522		266, 860		308, 768
	24		180, 929		236, 134		268, 472		310, 883
2	25		183, 548		237, 141		270, 386		312, 596
2	26		185, 260		238, 653		272, 199		314, 711
2	27		186, 872		240, 063		273, 912		316, 726
2	28		188, 585		241, 272		275, 624		318, 741
2	29		190,096		242, 481		277, 337		320, 453
3	30		191,808		243, 690		279, 049		322, 468
3	31		193, 622		244, 697		280, 863		324, 584
3	32		195, 334		245, 906		282, 374		326, 699
3	33		196, 946		247, 215		283, 885		327, 908
3	34		198, 357		248, 223		285, 799		329, 923
3	35		199, 868		249, 432		287, 612		331, 837
	36		201, 379		250, 741		289, 526		333, 953
3	37		202, 688		251, 648		291, 138		335, 867
	38		203, 998		252, 958		292, 851		337, 781
	39		205, 207		254, 167		294, 664		339, 796
	10		206, 517		255, 476		296, 477		341, 710
	11		207, 826		256, 887		297, 988		343, 624
	12		209, 136		258, 297		299, 701		345, 538
	13		210, 445		259, 506		301, 212		347, 351
	14		211, 755		260, 715		302, 824		349, 265
4	15		212, 863		261, 924		304, 436		350, 776

46	214, 173	263, 132	306, 148	352, 187
47	215, 482	264, 442	307, 760	353, 698
48	216, 792	265, 550	309, 473	355, 209
49	217, 900	266, 658	310, 379	356, 821
50	219, 008	267, 766	311, 891	357, 627
51	220, 016	269, 076	313, 402	358, 835
52	220, 010	270, 386	315, 013	359, 843
53	222, 232	271, 393	316, 625	360, 749
54		272, 501	•	•
	223, 239		318, 237	361, 858
55 56	224, 146	273, 811	319, 849	362, 764
56 57	225, 153	275, 120	321, 360	363, 872
57	225, 456	276, 027	322, 871	364, 779
58	226, 262	277, 035	324, 080	365, 484
59	227, 067	277, 941	325, 289	366, 189
60	227, 773	279, 049	326, 498	366, 895
61	228, 478	280, 157	327, 203	367, 298
62	229, 485	281, 165	328, 110	367, 902
63	230, 291	282, 072	328, 916	368, 607
64	231, 097	283, 079	329, 722	369, 312
65	231, 802	283, 583	330, 628	369, 615
66	232, 507	284, 489	331, 031	370, 320
67	233, 414	285, 194	331, 736	371, 025
68	234, 421	286, 101	332, 542	371, 730
69	235, 127	287, 109	333, 348	372, 032
70	235, 731	287, 914	334, 053	372, 637
71	236, 235	288, 720	334, 759	373, 342
72	236, 940	289, 526	335, 464	373, 946
73	237, 746	290, 332	335, 967	374, 249
74	238, 350	290, 836	336, 572	374, 853
75	238, 955	291, 239	337, 076	375, 558
76	239, 458	291, 743	337, 680	376, 163
77		· ·	337, 982	376, 566
78	240, 164	291, 944 292, 246		370, 300
79	240, 869		338, 486	
	241, 574	292, 448	338, 889	377, 674
80	242, 078	292, 851	339, 393	378, 177
81	242, 581	293, 052	339, 796	378, 681
82	243, 287	293, 254	340, 299	379, 286
83	243, 992	293, 657	340, 803	379, 789
84	244, 697	293, 959	341, 307	380, 092
85	245, 301	294, 261	341, 609	380, 494
86	246, 007	294, 563	342, 012	380, 998
87	246, 712	294, 865	342, 516	381, 401
88	247, 417	295, 268	342, 918	381, 804
89	247, 921	295, 571	343, 221	382, 207
90	248, 424	295, 974	343, 624	382, 711
91	248, 727	296, 276	344, 127	383, 114
92	249, 130	296, 679	344, 530	383, 517
93	249, 432	296, 880	344, 732	383, 819
94	<b> </b>	297, 082	345, 135	<i>'</i>
95		297, 384	345, 638	
96		297, 787	346, 041	
1	1	= 5 . ,	- 10, 0 11	ı

97	297, 988	346, 243	
98	298, 291	346, 646	
99	298, 694	347, 049	
100	299, 097	347, 351	
101	299, 298	347, 653	
102	299, 600	348, 056	
103	300, 003	348, 459	
104	300, 305	348, 862	
105	300, 507	349, 366	
106	300, 809	349, 769	
107	301, 212	350, 172	
108	301, 514	350, 575	
109	301, 716	351, 078	
110	302, 119	351, 481	
111	302, 522	351, 784	
112	302, 824	352, 086	
113	303, 025	352, 590	
114	303, 227		
115	303, 529		
116	303, 932		
117	304, 134		
118	304, 335		
119	304, 637		
120	304, 939		
121	305, 342		
122	305, 544		
123	305, 846		
124	306, 148		
125	306, 451		
120	000, 101		

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局 関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令 秋田市上下水道局職員就業規程(昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10 号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第24条の2中「適用」を「規定(組合休暇に係る規定を除く。)の適用」に改める。

附則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

#### 秋田市告示第291号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、 第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和 4 年12月 2 日

事業者	· の	事業	所の	す光記の記去地		サービ	`スの
名	称	名	称	事業所の所在地	廃止の年月日	種	類
				秋田市添川字境		福祉用	具貸
株式会	注社	福祉用具べ			令和4年11月30日	与、介	護予
彩新		んざいてん		防福祉		:用具	
			O		貸与		
						認知症	対応
		なでしこの 家		令和4年11月30日	型共同	生活	
医療法	人				介護、	介護	
久幸会			子 侮 名 八 223 番       地		予防認	知症	
			1 1 <u>1</u> 1		対応型	共同	
					生活介	護	

#### 秋田市告示第292号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月 7 日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和4年度第4期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第293号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和4年12月8日から令和6年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

- 1 秋田市下新城長岡字長岡49番地 安田礼司方 福 田 俊 平 ローソン 秋田外旭川天徳寺通店
- 2 秋田市御野場新町三丁目8番22号 環 貫 由利夫 ファミリーマート 土手長町通り店

秋田市告示第294号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和 4 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制 区域 2 台
  - (2) 撤去し、保管した年月日 令和4年11月6日から同月30日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和4年12月12日から令和5年6月12日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6 条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

## 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

#### 秋田市告示第295号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を 受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

橋 爪 まさこ

秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1 介護老人保健施設ニコニコ苑

2 送達する書類

令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書

## 秋田市告示第296号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による 身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身 体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定によ り告示する。

令和 4 年12月13日

	医師氏名		医療機関名	診療科名	担当する障害分野
衛	藤	武	秋田赤十字病院	消化器内	ぼうこう又は直腸機能障害
				科	小腸機能障害
					肝臓機能障害

## 秋田市告示第297号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月14日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

秋田市告示第298号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和 4 年12月14日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 八田町内会
- 2 認可年月日平成10年9月24日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 細 部 芳 雄 秋田市下浜八田字高徳谷地105番地 変更後 細 部 吉 光 秋田市下浜八田字水無43番地
- 4 変更年月日平成25年3月24日
- 5 変更の理由 役員改選による

## 秋田市告示第299号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和4年)

## 秋田市告示第300号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月16日

### 秋田市長 穂 積 志

#### 1 送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
住所表示なし	亡猪股万希夫相続財産

## 2 送達する書類

令和 4 年度固定資産税納税通知書

## 秋田市告示第301号

次の更正決定通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該更正決定通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月16日

### 秋田市長 穂 積 志

### 1 送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
秋田市外旭川字家ノ前97番地	猪 股 万希夫
住所表示なし	亡猪股万希夫相続財産

#### 2 送達する書類

令和4年度固定資産税(賦課)更正決定通知書 令和4年度固定資産税(土地・家屋)更正決定通知書

#### 秋田市告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月23日

## 秋田市長 穂 積 志

## 1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路	各の	旧	路線名	起	点	総延長	幅員
種	別	新	µп/9K-/П	終	点	(メートル)	(メートル)
			太田沢本線	  秋田市南通宮田 	129番2地先		4. 60
市	道	旧		秋田横森一丁	目152番地先	1, 683. 1	~ 9. 70
113	Æ	مرما <u>ل</u>	太田沢本線	  秋田市南通宮田	129番2地先		4. 60
		新		秋田市横森一丁	目152番地先	1, 720. 3	~ 38. 2
			東通明田線	秋田市東通明	田218番地先		1. 30
市	、岩	旧		秋田市東通明日	田72番3地先	447. 10	~ 5. 50
111	道	新	東通明田線	秋田市東通明	田218番地先		1. 30
			=, •,, •	秋田市東通明日	田72番3地先	417. 60	~ 9. 50

- 2 区域変更および供用開始の期日 令和4年12月25日
- 3 縦覧期間 令和4年12月23日から令和5年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

## 秋田市告示第303号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市 条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和 4 年12月23日

- 1 施 設 名 秋田市老人いこいの家
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第304号

令和4年12月21日の「令和4年11月秋田市議会定例会」において議決を 経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和 4 年12月23日

### 令和4年度秋田市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度秋田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011,843千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,957,326千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正)
- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。 (市債の補正)
- 第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金	2	31, 556, 029	1, 106, 374	32, 662, 403
	1 国庫負担金	20, 837, 653	79, 919	20, 917, 572
	2 国庫補助金	10, 644, 811	1, 026, 455	11, 671, 266
17 県支出金		10, 639, 193	137, 316	10, 776, 509
	2 県補助金	3, 431, 956	137, 316	3, 569, 272
20 繰入金		3, 687, 572	592, 132	4, 279, 704
	2 基金繰入金	3, 531, 655	592, 132	4, 123, 787
22 諸収入		8, 311, 526	2, 221	8, 313, 747
	5 雑入	1, 223, 130	2, 221	1, 225, 351
23 市債		12, 274, 000	173, 800	12, 447, 800
	1 市債	12, 274, 000	173, 800	12, 447, 800
	歳 入 合 計	148, 945, 483	2, 011, 843	150, 957, 326

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,634,898	千円 125, 948	千円 14, 760, 846
	1 総務管理費	12, 634, 871	121, 787	12, 756, 658
	3 戸籍住民基本台帳費	478, 337	4, 161	482, 498
3 民生費		57, 178, 254	395, 114	57, 573, 368
	1 社会福祉費	28, 690, 411	223, 312	28, 913, 723
	2 児童福祉費	19, 312, 689	123, 478	19, 436, 16
	3 生活保護費	9, 137, 171	48, 324	9, 185, 49
4 衛生費		15, 300, 274	470, 752	15, 771, 02
	1 環境衛生費	586, 227	23, 197	609, 42
	2 保健所費	6, 173, 444	429, 299	6, 602, 74
	3 清掃費	6, 092, 221	18, 256	6, 110, 47
5 労働費		753, 741	6, 929	760, 67
	1 労働諸費	753, 741	6, 929	760, 67
6 農林水産	業費	3, 192, 937	190, 158	3, 383, 09
	1 農業費	2, 202, 297	151, 528	2, 353, 82
	3 林業費	495, 310	38, 630	533, 94
7 商工費		10, 061, 162	37, 240	10, 098, 40
	1 商工費	10, 061, 162	37, 240	10, 098, 40
8 土木費		16, 011, 932	234, 526	16, 246, 45
	2 道路橋りょう費	5, 483, 757	124, 600	5, 608, 35
	3 河川費	874, 108	5, 500	879, 60
	4 港湾費	159, 107	1, 581	160, 68
	5 都市計画費	3, 966, 718	102, 845	4, 069, 56
9 消防費	•	4, 362, 717	66, 865	4, 429, 58
	1 消防費	4, 362, 717	66, 865	4, 429, 58
10 教育費		13, 456, 463	444, 311	13, 900, 77

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1, 863, 062	48, 474	1, 911, 536
	2 小学校費	2, 835, 294	256, 660	3, 091, 954
	3 中学校費	2, 456, 124	125, 085	2, 581, 209
	6 社会教育費	2, 997, 546	13, 319	3, 010, 865
	8 専修学校費	138, 644	773	139, 417
11 災害復旧費		18, 814	40,000	58, 814
	2 公共土木施設災害復旧費	1	40,000	40, 001
	歳 出 合 計	148, 945, 483	2, 011, 843	150, 957, 326

# 第2表 継続費補正

(変 更)

(変 史/								
款	項	事業名	補	正	前	補	正	後
办人	久	ず 未 石	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
			千円		千円	千円		千円
4 衛生費	3 清掃費	総合環境 センター	22, 605	令和4年度	3, 685	23, 760	令和4年度	4, 840
		伝送装置 等更新事 業		令和5年度	18, 920		令和5年度	18, 920
9 消防費	1 消防費	消防庁舎 改修事業	971, 123	令和3年度	98, 561	985, 643	令和3年度	98, 561
				令和4年度	488, 461		令和4年度	502, 981
				令和5年度	384, 101		令和5年度	384, 101

## 第3表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	千円 18,820
6 農林水産業費	3 林業費	県単局所防災事業	8, 000
8 土木費	2 道路橋りよう費	消融雪施設整備事業	398, 500
	5 都市計画費	バスロケーションオープンデータ化事業	1, 294
		土地区画整理会計繰出金	260, 000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	40,000

(変 更)

款	項	事業名	金	額
				千円
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	補正前	80,000
			補正額	5, 500
			補正後	85, 500
		古川流域治水対策事業	補正前	218, 000
			補正額	89, 000
			補正後	307, 000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	119, 666
			補正額	175, 706
			補正後	295, 372
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	423, 885
			補正額	78, 525
			補正後	502, 410

# 第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限 度 額
外部監査実施経費	令和4年度 〈 令和5年度	千円 6,688
電子入札システム更新・運用経費	令和4年度 〈 令和10年度	139, 613
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和4年度 〈 令和5年度	309, 468
美術館施設整備等経費	令和4年度 〈 令和5年度	25, 563
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和4年度 〈 令和7年度	97, 377
後期高齢者健康診査事業	令和4年度 〈 令和5年度	110, 818
社会福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 〈 令和5年度	45, 593
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 〈 令和5年度	143, 121
老人福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ~ 令和5年度	127
健康管理関連事業委託経費等	令和4年度 ~ 令和5年度	17, 090
在宅子育てサポート事業	令和4年度 ~ ~ 令和5年度	14, 316
道路維持修繕事業	令和4年度 { 令和5年度	138, 000
道路改良事業	令和4年度 ~ ~ 令和5年度	61, 500

事項	期間	限 度 額
側溝改良事業	令和4年度 〈 令和5年度	千円 76,000
橋りよう修繕事業	令和4年度 〈 令和5年度	140, 000
人にやさしい歩道づくり事業	令和4年度 ~ ~ 令和5年度	31, 000
道路排水路等整備事業	令和4年度 〈 令和5年度	57, 000
都市公園バリアフリー化事業	令和4年度 〈 令和5年度	12, 000
県議会議員選挙経費	令和4年度 〈 令和5年度	16, 438
市議会議員選挙経費	令和4年度 〈 令和5年度	25, 971
ICT支援員配置経費	令和4年度 〈 令和7年度	143, 574
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	令和4年度 〈 令和9年度	173, 240
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定文書法制課分)	令和4年度 〈 令和5年度	3, 042
同 上 (令和4年度設定防災安全対策課分)	令和4年度 〈 令和5年度	15, 722
同 上 (令和4年度設定契約課分)	令和4年度 〈 令和5年度	16, 665
同 上 (令和4年度設定財産管理活用課分)	令和4年度 〈 令和5年度	25, 349

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定工事検査室分)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 7,051
同 上 (令和4年度設定企画調整課分)	令和4年度 〈 令和5年度	1, 320
同 上 (令和4年度設定財政課分)	令和4年度 〈 令和5年度	4, 000
同 上 (令和4年度設定情報統計課分)	令和4年度 〈 令和5年度	143, 619
同 上 (令和4年度設定広報広聴課分)	令和4年度 〈 令和5年度	143, 326
同 上 (令和4年度設定市民税課分)	令和4年度 〈 令和5年度	10, 916
同 上 (令和4年度設定地籍調査室分)	令和4年度 〈 令和5年度	164
同 上 (令和4年度設定東京事務所分)	令和4年度 〈 令和5年度	13, 088
同 上 (令和4年度設定観光振興課分)	令和4年度 〈 令和5年度	303, 606
同 上 (令和4年度設定文化振興課分)	令和4年度 〈 令和5年度	4, 006
同 上 (令和4年度設定スポーツ振興課分)	令和4年度 〈 令和5年度	104, 343
同 上 (令和4年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和4年度 〈 令和5年度	75, 033
同 上 (令和4年度設定大森山動物園分)	令和4年度 〈 令和5年度	21, 948

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 2,585
同 上 (令和4年度設定千秋美術館分)	令和4年度 〈 令和5年度	77, 099
同 上 (令和4年度設定民俗芸能伝承館分)	令和4年度 〈 令和5年度	128
同 上 (令和4年度設定佐竹史料館分)	令和4年度 〈 令和5年度	7, 407
同 上 (令和4年度設定生活総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	627
同 上 (令和4年度設定市民課分)	令和4年度 〈 令和5年度	4, 686
同 上 (令和4年度設定西部市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	41, 248
同 上 (令和4年度設定北部市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	98, 979
同 上 (令和4年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	36, 697
同 上 (令和4年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	12, 847
同 上 (令和4年度設定南部市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	104, 047
同 上 (令和4年度設定東部市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	54, 863
同 上 (令和4年度設定中央市民サービスセンター分)	令和4年度 〈 令和5年度	74, 241

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定市民相談センター分)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 2,623
同 上 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	112, 522
同 上 (令和4年度設定食肉衛生検査所分)	令和4年度 〈 令和5年度	3, 164
同 上 (令和4年度設定保健総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	15, 763
同 上 (令和4年度設定子ども総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	317
同 上 (令和4年度設定子ども育成課分)	令和4年度 〈 令和5年度	8, 252
同 上 (令和4年度設定環境総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	2, 472, 315
同 上 (令和4年度設定産業企画課分)	令和4年度 〈 令和5年度	281, 941
同 上 (令和4年度設定建設総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	158, 270
同 上 (令和4年度設定都市総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	275, 983
同 上 (令和4年度設定会計課分)	令和4年度 〈 令和5年度	572
同 上 (令和4年度設定議会事務局分)	令和4年度 〈 令和5年度	2, 844
同 上 (令和4年度設定農業委員会事務局分)	令和4年度 〈 令和5年度	656

事項	期間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定教育委員会総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 42,351
同 上 (令和4年度設定学事課分)	令和4年度 〈 令和5年度	132, 943
同 上 (令和4年度設定教育研究所分)	令和4年度 〈 令和5年度	2, 882
同 上 (令和4年度設定生涯学習室分)	令和4年度 〈 令和5年度	260
同 上 (令和4年度設定太平山自然学習センター分)	令和4年度 〈 令和5年度	5, 692
同 上 (令和4年度設定自然科学学習館分)	令和4年度 〈 令和5年度	139
同 上 (令和4年度設定中央図書館明徳館分)	令和4年度 〈 令和5年度	4, 174
同 上 (令和4年度設定秋田商業高等学校分)	令和4年度 〈 令和5年度	1, 268
同 上 (令和4年度設定御所野学院高等学校分)	令和4年度 〈 令和5年度	2, 183
同 上 (令和4年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和4年度 〈 令和5年度	355
同 上 (令和4年度設定消防本部総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	15, 118

### 第5表 市債補正

±:3	生	<i>𝑉</i> 𝔻	的	限		度		額	起债	責の	利率	冶	温	<i>T</i>	+	\ <del>/+</del>
起	債	の目	ከን	補正前の額	補	正	額	計	方	法	利率	償	還	0)	り方	法
消		防	費	千円 567, 400			千円 , 900	千円 578, 300								
小	学	校	費	344, 000		100	, 100	444, 100								
中	学	校	費	757, 100		46	, 300	803, 400								
公災		: 木 施 復 旧	1 設 費			16	, 500	16, 500	又	貸借 は 発行	5.0%以内 (た見り、した を見り、した を を り、した り、 り り、 した も 直 後 、 も し に 当 り り 、 し に 当 り 、 し に 当 も う に も う に も う に ら も ら た ら に ら ら ら ら ら ら ら ら と ら と ら と ら と ら と ら	の行者たり限繰換の配子とだ据を上げ	資の協し置短賞を人のでは、	件のし政間し又に場ての及、は	合定都びも低はめ合償し利	。債るに還くに銀権。よ期は借
		計		12, 274, 000		173	, 800	12, 447, 800								

#### 令和 4 年度秋田市土地区画整理会計補正予算 (第 2 号)

令和4年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許 費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 520,000

### 第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度			千円 16,528

#### 令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)

令和4年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

### 第1表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 10,651

#### 令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第3号)

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,443千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,365千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 諸収入		20, 998	2, 443	23, 441
	2 雑入	4, 997	2, 443	7, 440
	歳 入 合 計	86, 922	2, 443	89, 365

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		75, 670	2, 443	78, 113
	1 総務管理費	75, 670	2, 443	78, 113
	歳 出 合 計	86, 922	2, 443	89, 365

### 第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度			千円 2,666

令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,053千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,862千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		103, 180	3, 091	106, 271
	1 一般会計繰入金	103, 180	3, 091	106, 271
5 諸収入		159, 751	25, 962	185, 713
	2 雑入	95, 750	25, 962	121, 712
	歳 入 合 計	408, 809	29, 053	437, 862

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		294, 784	29, 053	323, 837
	1 総務管理費	294, 784	29, 053	323, 837
	歳 出 合 計	408, 809	29, 053	437, 862

#### 第2表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 84, 529

#### 令和 4 年度秋田市大森山動物園会計補正予算 (第 1 号)

令和4年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,069千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,302千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許 費」による。

(債務負担行為)

- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。 (市債の補正)
- 第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		395, 540	9, 269	404, 809
	1 一般会計繰入金	395, 540	9, 269	404, 809
7 市債		38, 300	9, 800	48, 100
	1 市債	38, 300	9, 800	48, 100
	歳 入 合 計	540, 233	19, 069	559, 302

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		467, 462	9, 475	476, 937
	1 総務管理費	467, 462	9, 475	476, 937
2 事業費		45, 557	9, 594	55, 151
	1 動物園施設整備費	45, 557	9, 594	55, 151
	歳 出 合 計	540, 233	19, 069	559, 302

### 第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
2 事業費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	千円 48,158

### 第3表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度			千円 19,787

### 第4表 市債補正

起債の目的	<i>Ф</i> В <i>М</i>		<i>𝑉</i> ∃ ₩		<i>o</i>	D B 64			限		度		額		起債	責の	利	率	償	還	の	方	法
	ΠIJ	補正前の額	補	正	額		計	方	法	个! <del>学</del>	順 坯	坯	V)	Л	伍								
動物園	施設	整個	備 費	千円 38, 300		9	千円 ,800		千円 48,100														
	計			38, 300		9	, 800		48, 100														

#### 令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

#### 第1表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 36, 502

#### 令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算 (第2号)

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,979千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416,831千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		78, 842	45, 979	124, 821
	1 一般会計繰入金	78, 842	45, 979	124, 821
	歳 入 合 計	1, 370, 852	45, 979	1, 416, 831

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1, 368, 852	45, 979	1, 414, 831
	1 総務管理費	1, 368, 852	45, 979	1, 414, 831
	歳 出 合 計	1, 370, 852	45, 979	1, 416, 831

令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,557,001千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		2, 577, 735	510	2, 578, 245
	1 一般会計繰入金	2, 577, 734	510	2, 578, 244
	歳 入 合 計	30, 556, 491	510	30, 557, 001

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		211, 025	510	211, 535
	2 徴税費	89, 429	510	89, 939
	歳 出 合 計	30, 556, 491	510	30, 557, 001

### 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 〈 令和5年度	千円 275, 21	

#### 令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第2号)

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

#### 第1表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和4年度 〈 令和5年度	千円 90, 257
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 〈 令和5年度	3, 129

#### 令和4年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び 限度額を追加する。

事 項		期	間	限	度	額
施設設備管理及び機器使用料	令和 4	年度から	5年度まで	446,	259=	千円
漏水探業務委託経		年度から	5年度まで	20,	790=	千円
水道施設切廻業務委託経	令和 4	年度から	5年度まで	128,	000=	千円
鉛製給水管取出 解消業務委託経	令和 4	年度から	5年度まで	50,	000=	千円
配水管整備事	業 令和4	年度から	5年度まで	1, 167,	000=	千円
配水幹線整備事	業 令和4	年度から	5年度まで	171,	000=	千円
上下水道局川尻宁	令和 4	年度から	5年度まで	45,	000=	千円

## 令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及 び限度額を追加する。

事 項 期 間 限 度 額 施設設備管理費 令和 4 年度から 5 年度まで 54,108千円 及び機器使用料等

管 渠 建 設 事 業 令和 4 年度から 5 年度まで 894,000千円

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、 期間及び限度額を追加する。

事項期間限度額

施設設備管理費

令和4年度から5年度まで 18,660千円

及び機器使用料等

秋田市告示第305号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が 請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年12月28日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達すべき書類の名称

令和3·4年度市民税·県民税納税·納税変更通知書兼特別徴収税額決定·変更通知書

## 秋田市告示第306号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
  - (1) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル3階
  - (2) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
  - (3) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
  - (4) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入子ども広場使用料
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和4年12月23日

秋田市教委告示第16号

令和4年12月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員 会定例会を招集する。

令和 4 年12月19日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

## 秋市選管告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和 4 年12月 1 日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,205人
- 2 6分の1の数 43,375人
- 3 3分の1の数 86,750人

秋市選管告示第23号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する 規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年12月21日

# 秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関 する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程(平成5年秋田市選管告示第43号)の一部を次のように改正する。

第 4 号様式 (第 5 条関係・その 1 ) 備考 4 (2) 中「15,800円」を 「16,100円」に改める。

第5号様式(第5条関係・その1) 備考4(1)中「 枚数 16,000枚」を 「 枚数

ア 秋田市議会議員の選挙 4,000枚 に改め、同様式備考4(2)中 イ 秋田市長の選挙 16,000枚 」

「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第 5 号様式 (第 5 条関係・その 2) 備考 4 (2)中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

第6号様式(第6条関係・その1)から第6号様式(第6条関係・その 「法人の代表者氏名

3)までの規定中「法人の代表者氏名」を 発 行 責 任 者 に改める。 担 当 者」

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 秋田市農委告示第12号

令和4年12月19日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和 4 年12月12日

## 秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

## 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画 (令和4年度第9号) に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

令和4年1月25日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第9条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

記

## 1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所 在	地番	林班	小班	枝番	地目	面積 (ha)
集134	秋田市河辺諸井	147-14	34	81	0	山林	0.20
	字野田						

経営管理権集積計画(整理番号 集134)の内、上記森林について、 取り消す。

2 経営管理権集積計画を取り消した理由 森林所有者からの申出による

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告 する。

令和 4 年12月14日

## 秋田市長 穂 積 志

## 1 売払物件の表示

物件番号	所 在 地	地 目	面積	最低入札価格
1	秋田市新屋比内町224番12	宅地	165. 12 m²	5,532,000円
2	秋田市将軍野南一丁目104番11	宅地	165. 02 m²	5,347,000円
3	秋田市柳田字川崎228番	宅地	427. 65 m²	18,603,000円

#### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の 成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行すること を妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 3 入札の場所および日時
  - (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所5階 正庁

- (2) 入札 令和5年1月20日(金)午前10時(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
  - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札 金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付す ること。
  - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上) の納付に充当することができる。
  - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
  - (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。
- 6 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
  - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (5)同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
  - (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、 もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
  - (8) 郵送による入札
  - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売

買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明会

現地説明会は実施しない(入札参加者は事前に確認すること。)。

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 4 年12月15日

秋田市長 穂 積 志

## 1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

## 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に掲げる道路 として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則 (昭和48年秋 田市規則第12号) 第31条の規定に基づき、公告する。

令和 4 年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲 井 嘉 浩
- 2 道路位置指定箇所秋田市泉北一丁目100番1
- 3 道路幅員 6.00~6.02メートル
- 4 道路延長 40.13メートル
- 5 指定年月日および番号令和4年12月20日 第5号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和4年度第9号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
   農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する定期の予防接種について、 予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令(昭和23年政 令第197号)第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年12月27日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所 および追加する予防接種の種類

別表(省略)のとおり

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 4 年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

## 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。